

札幌市環境教育・環境学習基本方針(案)

(概要版)

2019 年 3 月

札幌市

本方針の全体構成

第1章

改定の背景と目的

環境教育や環境学習を取り巻く状況の変化、改定の目的

第2章

基本的な事項 ～ 環境教育・環境学習の意義、目標 ～

1 基本理念

みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます

2 目指す将来像

3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点

第3章

札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習

～ 市民に理解を促し、伝えるべき内容～

健康で安全な
生活環境の確保

低炭素社会
の実現

循環型社会
の実現

自然共生社会
の実現

第4章

環境教育・環境学習の進め方

～ 市民に理解を促し、伝えるための取り組み～

札幌市が主体となって
推進する取り組み

学校などの教育機関等で行われ
る環境教育の推進

「環境人材」の育成

環境教育・環境学習の場と機会の
充実

普及啓発のための情報の発信・広
報

さまざまな担い手に
期待される取り組み

家庭での取り組み

地域での取り組み

事業者の取り組み

第5章

環境教育・環境学習の推進体制と点検等

はじめに

この方針は、持続可能な社会の実現に向けて、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、継続的に取り組みを進めていくための方向性を示すものである。

第1章 改定の背景と目的

1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化

前回の改定から現在までに、次のような札幌の環境教育・環境学習に関わる状況の変化があった。

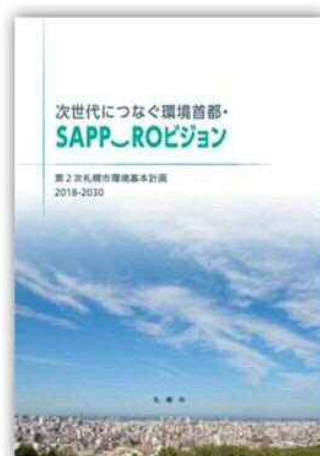
(1)	「第2次札幌市環境基本計画」を策定し、2050年ごろに目指す札幌の環境の将来像を「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都 SAPP-RO」」と定め、その実現に向けた施策の方向を示した
(2)	国においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布・施行され、さらにこの法に基づく基本的な方針の更新・公表により、環境保全推進のために求められる人間像などが明らかにされた
(3)	環境問題に関わる国際的な動き ア パリ協定の採択・発効により、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みが掲げられた イ 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）が定められた
(4)	札幌市の教育の目標や方向性を明らかにする「札幌市教育振興基本計画」を策定し、環境教育に係る施策の展開についても示した
(5)	国においては、学習指導要領等が改訂され、全ての教科を通じて持続可能な社会に向けた教育を行うべきことが強調された

2 改定の目的

国も世界も、持続可能な社会やその担い手づくりを進める姿勢をより強力に打ち出し、動き始めている。

札幌市では、今後の環境対策をさらに進めていくため、第2次環境基本計画を策定し、持続可能な都市の実現に向けた環境施策の横断的・総合的な取り組みを推進することとした。

これらを受けて、より広い視野で環境教育・環境学習を捉え直すとともに、環境問題をより多くの人に伝え、環境に配慮した行動を促していくため、改定を行った。



第2次札幌市環境基本計画
(2018年（平成30年）3月策定)

第2章 基本的な事項

1 基本理念

第2次環境基本計画に掲げる、2050年に向けた札幌の環境の将来像「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都 SAPPORO」」の実現に向け、また、SDGs 未来都市の推進のため、環境教育・環境学習の基本理念を以下のとおり定める。

みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます

これからもずっと安心して暮らしていくためには、一人一人が環境について真剣に考えて、行動する必要がある。そのため、今のことだけではなく未来の世代のこと、自分のことだけではなく周りのこと、生き物同士のつながりなどの地球環境のことを真面目に考えて、やるべきことを自ら判断し積極的に取り組む人、「環境市民」を、学びを通して増やすことを基本理念とした。

2 目指す将来像

本方針による各種の取り組みが成果を上げ続けることによって、次のような社会が実現されることを目指す。

(1)	市民が「持続可能な都市とは何か」について理解している
(2)	市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている
(3)	環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている

3 環境教育・環境学習を行う際に重視すべき点

(1)	自然からの恩恵やいのちを大切にする感性を持つ
(2)	体験により学習する
(3)	生涯にわたって継続して学習する
(4)	経済的側面、社会的側面も同時に向上させるよう配慮する
(5)	理解度や実践度に応じた働き掛けをする

第3章 札幌の特徴を生かした環境教育・環境学習

1 環境教育・環境学習に生かすべき札幌の特徴

札幌は、都市の生活環境と自然環境とが調和しているという特徴を持っており、下水道や清掃工場など環境に関わる社会インフラ（基盤）も整っている。また、環境プラザなどの環境関連施設が各所に設置されている。このような恵まれた背景を十分に生かして、環境教育・環境学習を進める必要がある。

2 環境教育・環境学習が対象とする分野と内容

第2次環境基本計画に示される施策の方向と整合性を図り、本方針で扱う環境教育・環境学習の分野を以下のとおりとする。

(1) 健康で安全な生活環境の確保に関すること

札幌で暮らす人々にとって、生活を取り巻く大気、水、土壌に汚染がなく安全な環境であることは、全ての活動の前提である。今後も生活環境が汚染されないように、努力を続けていく必要がある。

<この分野で理解を促し伝えること>

- ア 良好な大気、水、土壌その他の生活環境を確保するために
行われている事業や仕事
- イ 水生生物の生息調査などを通じた水辺環境の保全の重要性
- ウ 気候変動に伴い増加・激甚化している自然災害から身を守る
ための知識や普段からの備え
- エ 「食育」の一側面である、食の循環や環境・安全を意識した
食生活
- オ 公害を乗り越えてきた歴史や、現在の生活環境を作ってきた先人たちの努力



水辺の体験学習

(2) 低炭素社会の実現に関すること

温室効果ガスの増加が地球温暖化を招き、異常気象（極端現象）を引き起こしているといわれている。特に札幌は、冬季間の暖房エネルギー消費量が他地域よりも大きいことから、化石燃料由来のエネルギー消費を削減していくことが必要である。

<この分野で理解を促し伝えること>

- ア エネルギー消費と温暖化との関連、省エネ行動の必要性と
その方法
- イ 住宅のエネルギーロスの状況や、省エネ家電や高効率機器
、高断熱・高気密住宅の必要性
- ウ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の特徴や
、エコドライブの重要性とその方法、公共交通機関の利点
- エ エネルギーの地産地消や、温室効果ガスの削減に向けた
再生可能エネルギーの利用
- オ 地球温暖化によりすでに異変が起き始めていることや、温暖化の進行による今後の予測



札幌市が導入したFCV
（燃料電池自動車）

(3) 循環型社会の実現に関すること

持続可能な社会をさらに発展させていくためには、限りある天然資源の消費を抑制し、環境負荷を下げるべく、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rを最優先に、再利用（リサイクル）を含めた3Rの重要性について、市民や事業者が理解し、取り組んでいくことが求められている。

<この分野で理解を促し伝えること>

- ア 循環型社会が求められる理由
- イ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の重要性とその方法
- ウ 限りある埋立地の長寿命化
- エ 持続可能な消費につながる地産地消・フェアトレードなどのエシカル消費や、環境に優しい製品・サービスの購入やエネルギーの選択など
- オ プラスチックによる海洋汚染問題
- カ ライフスタイル・事業活動の転換につながるグリーン購入の意義



クリーンミーティング



古着回収協力店のステッカー

(4) 自然共生社会の実現に関すること

日々の暮らしが、食料や水、大気をはじめ、豊かな土壌、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられていることを認識し、自然環境への負荷を減らすライフスタイルに転換していくことが求められている。

<この分野で理解を促し伝えること>

- ア 札幌の暮らしを支えている、世界の生物多様性の恵み
- イ 生物多様性の喪失による地球環境問題
- ウ 衣類や食品などの身の回りのもののライフサイクル
- エ 人と野生鳥獣との共生
- オ 希少種の生息・生育環境の保全の重要性
- カ 森林や水辺の役割



札幌市版レッドリスト
2016 ガイドブック



生き物さがしの様子



白旗山都市環境林

第4章 環境教育・環境学習の進め方

環境教育・環境学習は、いろいろな場面や機会を捉えて、たくさんの人々に対して進めていく必要があり、そのためには、さまざまな担い手が協力しながら取り組んでいくことが重要である。

札幌市は率先して取り組みを行うほか、さまざまな担い手が円滑に活動できるように支援を行う。

1 札幌市が主体となって推進する取り組み

人々が環境問題を理解し、環境保全の行動が多くの人に広がるように、まずは札幌市が主体となって、さまざまな担い手と協力しながら、以下の取り組みを行う。

(1) 学校などの教育機関等で行われる環境教育の推進	
	子どもに対する環境教育・環境学習が、今後も取り組みの始まりであり中心であることから、教育機関等での取り組みを進める。
ア	学校等における環境教育の推進
	(7) 自然体験学習などの環境に関する学習活動の研究実践、エコスクール、エコアクションの取り組みなどにより、子どもたちの自主的な行動を促す教育活動を推進する
	(イ) 学校等で実践されている取り組みをホームページなどで情報発信する
	(ウ) 環境問題を体系的・計画的に伝えていくための「カリキュラム・マネジメント」を推進する
	(エ) 就学前（幼稚園、保育所等）の子どもの環境教育に関する情報収集と情報提供を行う
イ	環境教育教材などの提供
	環境副教材や体験用教材、エコライフレポート等を提供する
ウ	教員向けの研修の実施
	(7) 学校における環境教育を実践する担い手を育成するために、専門的研修講座を行う
	(イ) 「持続可能な社会の創り手」となる子どもを育成するために、SDGsに関する研修を行う
エ	学校向けの環境教育施設・設備の整備
	太陽光発電設備や、地域に生育する植物が繁殖できる緑化、ビオトープなどを教材とした環境教育を推進する
(2) 「環境人材」の育成	
	学校外の環境教育・環境学習の専門家や、地域で環境に関する活動を行っている「環境人材」を育成する。
ア	専門家派遣制度の推進
	(7) 環境保全アドバイザー・環境教育リーダーなど、専門家派遣制度を活用した環境教育を支援し、人材を育成する
	(イ) 省エネ技術者を養成し、必要とする事業者へ派遣する
イ	専門家、団体（学校、企業その他の事業者）との協働
	(7) 環境教育・環境学習を行っている団体相互の連携を推進する
	(イ) 環境教育・環境学習関連団体の協力体制の強化により、活動の場や幅を広げる支援を行う
	(ウ) 外部専門家等と学校や地域とをつなぐコーディネート機能を充実させる
	(エ) 自然学習等の環境体験などを通じた道内自治体との連携を推進する

(3) 環境教育・環境学習の場と機会の充実

環境関連施設での環境教育・環境学習の充実を図り、施設間連携を推進する。

また、イベントの開催等による普及啓発や活動の表彰などにより、環境教育・環境学習の活性化を支援する。

ア 場の充実

- (ア) 環境関連施設の展示内容の工夫や企画・イベントなどの充実により、環境問題に興味を持つ人を増やす
- (イ) 環境関連施設間の連携推進により、環境問題に触れる機会を増やす
- (ウ) 自然体験活動等の「体験の機会の場」を認定し、公表する



札幌市環境プラザ
(小学生の見学の様子)

イ 機会の充実

- (ア) 子ども向け普及啓発イベントを開催する
- (イ) 市内各所で行われている子ども向け環境保全活動の情報収集を行い、その活動の促進を支援する
- (ウ) 大学生などと子どもとの環境をテーマとした交流を通じて、環境教育の手法を学ぶ場を提供するなど、若年層の活動を支援する
- (エ) 先進的取り組みを発表・共有する機会を提供し、表彰などを行う
- (オ) 消費者教育やまちづくり活動などの機会を利用し、環境問題に関心を持ち、行動する人を増やす
- (カ) 環境に関する相談窓口を活用し、環境問題に興味を持った市民を支援する
- (キ) さっぽろエコメンバー登録制度や生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体への登録を促進する
- (ク) 地域における環境保全活動や事業者の CSR 活動の情報を収集し、発信することなどにより支援する



環境広場さっぽろ 2018



さっぽろ市民カレッジ
(植樹体験講座)

(4) 普及啓発のための情報の発信・広報

家庭や学校、地域、事業者などにおける自主的な環境活動が円滑に行えるよう、関連情報を取りまとめ、効果的に情報提供を行うほか、広報活動による市民への周知と、自発的行動の支援を行う。

ア 環境問題に関する市民向け普及啓発イベントや、環境問題に関するさまざまなデータ、環境関連施設に関する情報発信により、関心を持つ人を増やす

イ 環境首都・SAPPOROとして、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を推進していることを周知し、市民生活における環境配慮行動を促す

ウ 事業者が作成する環境配慮活動の報告書等を収集し、展示などにより共有する

2 さまざまな担い手に期待される取り組み

環境教育・環境学習は、社会を構成する多様な担い手が参加し、協働して取り組まれることが重要であり、その担い手には、以下の取り組みが期待されている。なお、札幌市は、環境教育・環境学習を主体的に進めるとともに、さまざまな担い手が円滑に相互連携できるよう支援を行う。

(1) 家庭

家庭は、親と子どもが日常生活を見直し、環境に配慮した生活などについて話し合い、互いに教え合い、環境に配慮した行動を定着させていく出発点となることが期待される。

家庭生活における省エネ対策やごみ減量などの取り組み、環境に配慮した行動の実践、野外での自然との触れ合いや環境関連施設の見学などを通じて、環境やいのちを大切にする心を育む。

(2) 地域

地域で行われる活動を通して、世代を超えた人のつながりや生涯学習の場、環境教育・環境学習となり得る場を創出し、地域の人たちに環境保全の意識を広げていく。

(3) 事業者

ア 職場内での環境教育・環境学習

職場研修の機会などを通じた事業活動と環境負荷に関する研究を行う。

イ 地域社会への貢献

地域の美化活動などへの積極的な参加により環境保全に寄与し、専門能力を生かした施設見学会などにより環境教育・環境学習の場を提供する。



町内会の花植え活動



清掃活動



事業者の省エネルギー研修会

第5章 環境教育・環境学習の推進体制と点検等

1 推進体制

札幌市環境教育・環境学習基本方針推進委員会を設置し、取り組みの実施状況や効果などを定期的に点検・評価する。

2 点検・評価・改善

推進委員会での点検・評価を踏まえ、環境教育・環境学習の取り組み状況や事例を、環境白書や各課において実施した事業の報告書等により公表するほか、必要に応じて、対象となる分野や進め方の見直しを行う。

3 本方針の見直し

施行後 10 年をめぐりとして、社会情勢や環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、取り組み状況の点検・評価結果に基づいて、本方針の見直しを検討する。